

盛岡南公園球技場照明設備整備事業について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和2年5月18日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 事業の概要

(1) 事業の名称 盛岡南公園球技場照明設備整備事業

(2) 目的

本事業は、プロサッカーチーム「いわてグルージャ盛岡」のホームスタジアムである盛岡南公園球技場（いわぎんスタジアム）のAグラウンドについて、Jリーグスタジアム基準を満たすとともに、多目的な施設利用やプロスポーツ開催時の演出など、交流人口の増加に寄与する照明設備等を整備することを目的とする。

(3) 敷地の概要

ア 場 所 盛岡市永井8地割65番地

イ 敷地面積 47,000㎡

(4) 施設の概要

ア 延床面積 5,989.19㎡

イ 構造種別 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建

(5) 業務の内容 実施設計業務、工事施工業務及び工事監理業務

(6) 提案上限額 700,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(7) 業務の概要 盛岡南公園球技場照明設備整備事業要求水準書による。

(8) 完成期限

受注者は、令和3年3月7日までの期間内で、かつ、プロポーザルに提出された業務工程表の完了時期までに設備を完成させるものとする。

2 参加者の構成要件

(1) 参加者は複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム（企業連合）」という。）とする。

(2) コンソーシアム（企業連合）を構成する場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

なお、コンソーシアム（企業連合）の構成員は、他のコンソーシアム（企業連合）の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他のコンソーシアム（企業連合）の構成員になることができない。

ア コンソーシアム（企業連合）の構成員は、実施設計を担当する者（以下「設計企業」という。）、工事の施工を担当する者（以下「施工企業」という。）及び工事の監理を担当する者（以下「工事監理企業」という。）からなるものとする。

イ コンソーシアム（企業連合）の構成における代表者は、施工企業の代表者を充てるものとし、参加表明書提出以降の手続きをコンソーシアム（企業連合）を代表して行うものとする。

ウ 業務実施体制は、事業を円滑に進めるため、以下の体制とする。

(ア) 請負事業者は、全体業務を統括的に管理する統括責任者を選任する。統括責任者の下、次の者を配置する。

a 実施設計業務における管理技術者及び照査技術者

b 工事施工業務における現場代理人及び主任技術者等（「主任技術者等」は、主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。）

c 工事監理業務における工事監理者

(イ) 実施設計業務における管理技術者と工事監理業務における工事監理者は同一人とする。

(ウ) 工事施工業務における主任技術者等は、施工アドバイザーとして、実施設計業務において施工企業の意見を述べるものとする。

3 資格要件

(1) 共通事項

本事業に参加するコンソーシアム（企業連合）の構成員は、参加表明書の提出日（以下、「基準日」という。）において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

なお、基準日から優先交渉権者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成3年9月30日市長決裁）による指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 役員及び従業員が、盛岡市暴力団排除条例（平成27年3月25日条例第9号）第9条第1項各号に掲げる者でないこと。

オ 市税を滞納していない者であること。

(2) 設計企業及び工事監理企業の資格要件

設計企業及び工事監理企業は、次の要件を満たすこと。

ア 令和元・2・3年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者 建築関係コンサルタント業務甲又は乙の者であること。

イ 次に掲げる基準を満たす者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。

なお、管理技術者は、照査技術者と兼任することはできない。

(ア) 一級建築士の資格を有すること。

(イ) 当該構成員に雇用期間を特に限定することなく申請日前3か月以上継続して雇用されていること（個人である場合の本人、法人である場合のその役員を含む。）。

(3) 施工企業の資格要件

施工企業は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とし、次の要件を満たすこと。また、JVは自主結成で、構成員数は2者又は3者とし、構成員のうち少なくとも1者は、令和元・2・3年度盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格者 電気工事甲Aの者であること。

ア JV代表者

(ア) 令和元・2・3年度盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格者 電気工事甲A又は乙Aの者であること。

(イ) 電気工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を有していること。

(ウ) 次に掲げる基準を満たす者を、統括責任者として配置できること。

なお、統括責任者は、他の配置技術者と兼任することはできない。

a 一級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

b 電気工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

c 当該構成員に雇用期間を特に限定することなく、申請日前3か月以上継続して雇用されている者

(エ) 次に掲げる基準を満たす者を、主任技術者等として当該工事に専任で配置できること。

a 一級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

b 電気工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

c 当該構成員に雇用期間を特に限定することなく、申請日前3か月以上継続して雇用されている者

(オ) JVの構成員のうち、出資比率が最大の者であること。

イ ア以外の者

(ア) 令和元・2・3年度盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格者 電気工事甲A又は乙Aの者であること。

(イ) 電気工事について、建設業法第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を有していること。

- (ウ) 次に掲げる基準を満たす者を、主任技術者等として当該工事に専任で配置できること。
 - a 一級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - b 電気工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
 - c 当該構成員に雇用期間を特に限定することなく、申請日前3か月以上継続して雇用されている者
- (エ) J Vにおける出資比率が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。

4 担当部署

- (1) 部署名 盛岡市交流推進部スポーツ推進課
- (2) 郵便番号 020-8530
- (3) 住所 盛岡市内丸12番2号
- (4) 電話番号 019-603-8006
- (5) ファクス 019-603-8015
- (6) 電子メール sports@city.morioka.iwate.jp

5 本プロポーザルに関する資料の配布

- (1) 配布期間 令和2年5月18日(月)から6月5日(金)まで
- (2) 配布方法 盛岡市公式ホームページ(以下「市HP」という。)において配布する。

6 現地説明会

現地説明会は行わない。

現地確認が必要な場合は、担当部署に電話又は電子メールで連絡をし、事前に許可を得ること。

7 質問の提出及び回答

(1) 質問の提出

盛岡南公園球技場照明設備事業設計・施工者選定プロポーザル実施要項(以下「実施要項」という。)、盛岡南公園球技場照明設備事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)等の内容に不明な点がある場合は、質問書(様式10)を提出すること。

ア 提出期間 令和2年5月18日(月)から5月22日(金)まで

イ 提出方法

担当部署に電子メールにより提出すること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和2年5月27日(水)までに市HPにおいて公表する。

なお、回答の公表に当たっては、質問者の事業者名や、質問者の特殊な技術及びノウハウに

係るもの、質問者の権利及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断されるものは公表しない。また、質問の内容が不明確なもの等については、回答しない場合がある。

8 提出書類の作成及び提出

提出書類は「盛岡南公園球技場照明設備整備事業設計・施工者選定プロポーザル提出書類作成要領（様式集）」に従って作成し、次により提出する。

(1) 参加表明

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1）	1部
(イ) 参加者構成概要表（様式2）	1部
(ウ) 参加資格確認調書（様式3）	1部
(エ) 特定共同企業体協定書又はその写し	1部

イ 提出期間 令和2年5月18日（月）から令和2年5月29日（金）まで

ウ 提出方法

担当部署に持参又は郵送（簡易書留又は書留）により提出すること（持参の場合は、閉庁日を除き、午前9時から午後4時までとする。）。ただし、郵送の場合は必着のこと。

(2) 技術提案

ア 提出書類

(ア) 技術提案提出書（様式4）	1部
(イ) 価格提案書（様式5）	1部
(ウ) 技術提案概要書（様式6）	10部
(エ) 技術提案書（附属資料含む）（様式7-1～様式7-7）	10部
(オ) 業務工程表（様式8）	10部
(カ) 提案に関する図面（任意様式）	10部

照明設備に係る配置図及び立面図、ピッチ内の照度分布及びグレア制限値並びに敷地外への漏れ光等が分かる図面等（10枚以内）

※ ピッチ内の照度分布及びグレア制限値並びに敷地外への漏れ光等が分かる図面は必ず提出すること。また、敷地外への漏れ光等が分かる図面は、別添の敷地周辺図に示す赤線を参考として作成すること。

(キ) 要求水準チェックリスト（提案用）（様式9）	10部
(ク) 上記書類の電子データを収録したCD-R又はDVD-R	1部

イ 提出期間 令和2年6月1日（月）から令和2年6月5日（金）まで

ウ 提出方法

担当部署に持参又は郵送（簡易書留又は書留）により提出すること（持参の場合は、閉庁

日を除き、午前9時から午後4時までとする。)。ただし、郵送の場合は必着のこと。

(4) 留意事項

ア 費用の負担

応募にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

イ 公正な応募の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないよう留意すること。また、参加者は、実施要項及び要求水準書に定めるもののほか、盛岡市財務規則（昭和46年盛岡市規則第33号）その他関係法令等を遵守すること。

ウ 提出書類の差替え等の禁止

参加者は、提出書類の提出以降、提出書類の差替え及び再提出をすることができない。

エ 提案の無効

次に掲げる項目のいずれかに該当した場合、提案を無効とする。

(ア) 参加表明書及び技術提案提出書に、応募者の署名又は押印がなされていない場合

(イ) 提出書類の記載事項の漏れ、誤記等により内容が不明瞭又は確認できない場合

(ウ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(エ) 提出書類が不足している場合

(オ) コンソーシアム（企業連合）に参加資格を満たさない者がいた場合

(カ) 本プロポーザルに関して不正行為を行った場合

オ 使用言語、単位及び通貨

応募に際して使用する言語は日本語で、単位はS I単位、通貨単位は円を使用すること。

カ 提案書の著作権、特許権等

本事業に関する提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業に関して市が必要と認める場合には、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、提案内容に含まれる特許権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となる事業工法、工事材料、施工方法等を使用して生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

キ 提出書類の取扱い

応募者が市に提出した提出書類は、原則として返却しない。

ク 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、担当部署に参加辞退届出書（様式任意）を持参又は郵送（簡易書留又は書留）により提出すること（持参の場合は、閉庁日を除き、午前9時から午後4時までとする。）。

9 審査方法及び審査項目

(1) 選定委員会

市は、盛岡南公園球技場照明設備整備事業のため、盛岡南公園球技場照明設備整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(2) 参加資格審査

市は、提出された参加表明書を確認し、参加資格要件を有しているか審査する。審査の結果を、参加資格審査結果通知書により書面で送付する。

(3) 技術提案審査

参加資格審査を通過した参加者を対象として、技術提案に係る審査を実施する。

選定委員会は、提出された技術提案書等について「盛岡南公園球技場照明設備整備事業優先交渉権者審査基準」に基づき評価を実施する。また、評価点が最も高い提案を最優秀提案として、次に高い提案を優秀提案として選定する。

(4) 優先交渉権者等の決定

市は、選定委員会の選定を基に、優先交渉権者及び次点を決定する。

10 審査結果の通知

優先交渉権者に選定された者に対して、書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しても、書面によりその旨を通知する。また、選定結果については、後日市HPで公表する。

なお、選考の理由、結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

11 契約手続き等

(1) 協定及び契約の手続き

ア 優先交渉権者となった事業者（又は次点）は、受注者として、市との間で実施設計業務委託、照明設備整備工事請負及び工事監理業務委託に係る基本協定書について速やかに合意するとともに、市と設計企業において実施設計業務の委託契約を締結する。また、照明設備整備工事の請負契約は、協定書に基づき、実施設計業務の完了後、設計企業から提出された実施設計業務の成果品等を基に、工事請負契約に係る予定価格を設定の上、施工企業から照明設備整備工事の見積書を徴取し、当該見積金額がその範囲内であった場合は、施工企業と工事請負契約を締結する。

なお、予定価格が1億5千万円を超える場合は、工事請負仮契約を締結し、盛岡市議会において工事請負契約の締結が可決された場合のみ、可決された日をもって地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定による工事請負契約書とみなすものとし、否決された場合は、その効力を失う。

イ 工事請負契約の締結手続きについては、盛岡市財務規則の定めによる。

ウ 工事監理業務の委託契約は、協定書に基づき、工事請負契約の締結後に締結するものとする。

エ 受注者が、契約に基づき契約解除の要件に該当することとなった場合は、市は、当該契約を解除できるものとする。

オ 契約に係る代金の支払いは、実施設計業務、工事監理業務及び照明設備整備工事のそれぞれの完了後、請求に基づき行うものとする。ただし、受注者が保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第 184号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結した場合には、請求に基づき契約に定める金額以内を前払できるものとする。

(2) 優先交渉権の取消等

ア 優先交渉権者が、協定の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において、優先交渉権者との協定を締結できない場合、市は当該優先交渉権者の優先交渉権を取消し、次点を優先交渉権者として協定締結の交渉を行う。

イ 優先交渉権者が、契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、市に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。